

○ 委員長

次に、八木山青年の家、ユースホステル、高原集会所について、江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

八木山青年の家、ユースホステル、高原集会所がそれぞれ3つの施設が、廃止、移譲という方向が出ているわけですが、八木山小学校、午前中質疑がありましたけど、八木山小学校も統廃合の検討候補となっているわけです。今のままいくと、多分廃止というかたちになるんだろうと思うのですが、そうすると八木山地区の公共施設と言われるものは、花木園と溪流公園ぐらいになるわけですね。では、この八木山地区をどうするのか、どうお考えになって、このような実施計画をまとめられたのか、お聞かせください。

○ 企画調整部長

八木山地区をどのようなまちづくりをするのかという、ご質問の観点からご回答を申し上げます。ご存知のように、この八木山地区につきましては自然豊かな緑に包まれて、また起伏にとんだ地形、それから名所旧跡、されには高原という気象条件を生かした地域特有の農産物が盛んに生育されているところがございます。このような八木山地区の特殊性を生かした中での、自然をいかした観光資源開発、それから地域特性の農産物の育成、そういう両面にわたっての、この八木山地区のまちづくりを推進していきたいと考えております。今、質問者言われるように、現在八木山地区には、溪流公園、花木園、そういうふうな観光施設があります。これを今後十二分に生かした中でのまちづくりを、更に推進していきたいというふうに考えておるところでございます。

○ 江口委員

今、言われましたけど、そういったことをどこにも書いてないんですよ。この計画を見られた八木山地区の方々には、非常に不安だと思われまして。集まるについても、八木山地区が自前で持っている公民館でやるしかなくなるわけですね。じゃあ、何かをやろうと思ってもね。では、観光拠点というお話がありましたが、何ら観光拠点の話は出ていないわけですよ。今は、観光がどこをむいてるかという、内野を先ずやると、伝右衛門邸の次は内野でしょう。当分は投資をする計画はないと思うんですが、そういった部分を考えると、確かに利用状況等を考えると廃止もやむなしの部分もあると思っておりますが、やはりトータルで1個1個を見ると、廃止とは有り得るかもしれませんが、トータルで見てそのエリアがどうやってこれから先をやっていくのかを考えたうえでやっていたかかないと困ると思っております。八木山小学校、高田も内野もなんですが、その特色ある学校づくりという部分では、まだ残る部分も有り得るかもしれないと思っております。嘉麻市が、今小学校の統廃合をやっています。旧嘉穂町の部分ですね。あそこは、六小学校あったやつを二つにするわけです。二つと五校を一つとするわけです。嘉麻市は、もう一つ熊ヶ畑小学校、旧山田の熊ヶ畑がもってるわけです。では、熊ヶ畑はどうするかという、熊ヶ畑はそのままやるというわけですね。熊ヶ畑については、ある意味特色のある、その地域の部分を考えたうえで、小規模校、本当に小規模校なんだけど、それを含めたうえで、それを受け入れた中でやっていくというお話をされています。では、ひるがえって飯塚を考えると、この三つの学校をどうするのか、それぞれがその地区にとってほかに施設があるか等を含めて考えないと、そしてまた廃止をするんだったら廃止をするので、基本的に小・中学校で統廃合で不用となった学校については、基本的に売却ですよ、今の方針は、となると八木山小学校、ユースホステル、高原集会所、全部売却になると地域の拠点がなくなるわけです。八木山小学校、午前中の質疑にあったように非常に地域から愛されている学校なわけです。学校として存続しないまでも、小学校を別なかたちで利用しながら、地域との共存を図る。4ヶ所あった分が、せめて1ヶ所残しながら、そこできちんと地域との接点を作ったうえでやっていくということをしっかり考えていただきたいと思うわけです。どうでしょうか。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休憩 16 : 44

再開 16 : 46

委員会を再開いたします。

○ 行財政改革推進室主幹

今言われたことは、八木山小学校が第二次計画であがってくるかと思いますが、八木山地区の公共施設全体を考えた中で、貴重なご意見ということで今後参考にさせていただきたいと考えております。

○ 委員長

次に、八木山青年の家、庄内生活体験学校、穂波野営訓練所について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

庄内生活体験学校は、素案を読みますと非常に意欲的です。この点には、こういう部門の活動を強化したいという思いがあるのかと思いますが、一方で八木山青年の家については、建設後45年が経過して老朽化が著しいということなんですね。それで、この際用途廃止もして売却しようということなんですね。それで、現状を言いますと45年経過ということで、消防法に従って、危険家屋ということになってますか。

○ 生涯学習課長

そこまでは、なっておりません。消防法に基づいて、消火器等の設置もしております。

○ 川上委員

確かに古いわけですけど、平成20年度末というのは、来年じゃないですか。それで、いろいろ延命も考えて、もう少しがんばるといことが出来ないのかと思うんですよね。そのへんは、延命については検討されましたか。

○ 生涯学習課長

この廃止の時期につきましても、いろいろと検討をいたしました。施設そのものも非常に老朽化いたしておりますが、八木山青年の家は井戸を使ったりというようなことで、ポンプの関係も非常に弱っております。それから、今は窓ガラス等も非常に危険な状態にもありますので、利用者への周知も済んで、来年までは、夏の間までは開館し、その後21年度中にやはり閉館にするのがベストではなかろうかという結論を出しております。

○ 川上委員

土地、建物付きで売却しようというんですね。

○ 生涯学習課長

廃止後につきましては、民間譲渡をするというような方向性を出しております。現状においては、撤去するというような考え方は現時点では持っておりませんので、今後は関係課とも協議しながら、どのようなかたちで処分していくのかということも検討させていただきたいと考えております。

○ 川上委員

八木山全体の環境の関係も考慮しなければなりません。そういった点から言うと、出来るだけ延命を図りながら、市が手放さないと、土地も建物も、ということが大事と思うんですよね。そういう意味では、この青年の家の扱いについては、見直したほうがいいと思うんですよね。

○ 原田委員

体験学校、本当に力を入れていただいているみたいですが、ひとつ確認させていただきたいんです。51ページの3番目に、市内全域で事業展開を行うためには公用マイクロバス等の活

用策について検討することが必要であると、このように述べてあります。これ、9月の一般質問において、活用いたしますと、OKですという答弁をいただいたと、このように記憶しておりますが、文化課長がそのように名言されましたよね。これが、何で削除することにやぶさかでないというやつなんですか、それともここにまた書いてあるということは、新たにもう一度考え直しますよということなんですか、どうなんですか、これはっきりしてください。

○ 生涯学習課長

今、質問委員が言われましたように、昨年、この公用マイクロバスの利用につきましては、管財課と協議をいたしまして、この利用についてはいいですよという了解はいただいております。ただ、これの検討ということを加えておりますのは、バスの空いている期間というものもございます。それから、月に1回程度あるいは2回程度になるのか、通学合宿の間は全ていいのか、そういったことも併せて細かい打合せをしたいと、検討したいということで、こういう表記になっておりますが、基本的にはマイクロバスの利用は可ということで了解を頂いておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

○ 原田委員

そういう答弁じゃ困るんですよ。そういう今の答弁であれば、これは当然この文言ではおかしいでしょう。公用マイクロバス等の活用策について検討することが必要であるということは、1に戻ったというようなことじゃないですか。いいですか、公用マイクロバスを活用すると、そしてただしその使用時間、またその時期については、関係各所熟慮を要するとかですよ、調整をするっていうなら分かるんですよ。これは、1に戻ったことじゃないですか。だから、こうやって文言的なことを書くんだったら、何で9月議会に名言されたのに、こういう文書があがってくるのかと、私はお尋ねしてるんです。行革、いかがですか。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休憩 16:54

再開 16:55

委員会を再開いたします。

○ 生涯学習課長

ただ今ご指摘を受けました文言については、修正をさせていただきます。

○ 委員長

続きまして、山口コミュニティセンターについて、質疑を許します。

○ 川上委員

庄内の生涯学習交流館は、利用者が非常に少ないという前触れなんですね。非常に少ないと言うんだけど、資料を見ますと7,331人が利用しておるという状況です。それで、どうしてこれほどの方が利用しているものを今年度末で廃止するのかと、23年度以降の施設のあり方については、検討すると言うんですけど、21,22はどうするのか。

○ 中央公民館長

庄内の生涯学習交流館につきましては、17年度、18年度、19年度と18年度が1万人、19年度は7千あまりということで、人数的には17年度に比べて増えておりますが、この人数につきましては、ホールにインターネット端末が3台置いてあります。これの利用者ですね、主に庄内中学校の生徒が、学校帰りに活用していると、そういうふうな事情もこの人数の中に含まれておりますので、その人数を差し引きますと、18年度につきましては、4,800人あまり、19年度につきましても4,400人あまりということで、ちょっとそのへんのホールの利用者まで含んだところであげておりますので、ちょっと多めになっておるところでございます。それと、21年度、22年度ということでございますけど、この間につきましては休

館状態といたしまして、現在貸館等を行っている業務も廃止していくということで、現在庄内図書館の書架も併設しておりますので、その部分については今までどおり活用していくということで考えております。

○ 川上委員

合併してほかにそういう施設があるから、そこに皆さんが行っているの、利用が伸びないあるいは少ないということではなさそうですね。やはり生涯学習という位置付けになっておるけど、掘り起しというか、そういう施策の実施というか、周知の方が遅れているから、こういう状況になっているのではないのでしょうか。聞いている意味は分かると思いますけど。と言うのは、合併前からだいたいそういう数字なんですね。合併前は高かったけど、合併して数字が落ちているということであれば、さっきの穂波の話じゃないですけど、飯塚の人が穂波の図書館に行き始めたとかね、そういう話がありましたけど、庄内の人が飯塚とか頼田とかに行き始めたから、もうこの交流館を使わなくなったということとも違うでしょう。だから、もっと行政が生涯学習というスタンスで、がんばらないといけないということであって、僅かな財政効果を狙って、折角あるものを2年間遊ばせるとか、その後はどうなるか分からないとかいうのは実施計画としては、もったいないと思うんですね。どう思われますか。

○ 中央公民館長

交流館につきましては、元々建設当初から庄内図書館の付属施設的なもので建っております。それで、閉架書庫の立派なのが併設されておるところであります。あとの部屋につきましては、ミニシアター室、それからワーク室等がございますけども、利用につきましては非常に部屋数も少なく、ちょっと使い勝手の点で難があるかなという感じはもっております。ここの代替施設といたしましては、近くに庄内公民館がございますので、そのへんで出来ると考えております。ただ、先ほど言いましたように、中学生のインターネットの利用につきましては、ちょっと我慢してもらおうという部分の感想はもっております。

○ 川上委員

アイタウンの市民活動プラザの利用がどんと落ちてるんですね。どうして落ちたのかと聞くと、高校生達の利用が減ったからだ、どうしてかと言うと騒ぐから、困るから出て行ってくれと言いましたということがありましたね。あの時には、このまちを将来支えていく一人一人が、騒ぐこともあるだろうけど、きちんとそういうところにきて、主権者として成長してもらっていただくのは大事なんで、適切に使っていただけるように学校も訪問して話をしていたらどうかという提案をさせてもらったことがありますけど、それとまた少し条件は違うのかもしれないんですけど、中学生たちが実情がよく分からないところもありますけど、ネットをするのであっても、放課後かそういう時間帯に、そういった公的施設に来てくれるというのが、ありがたいじゃないですか。だから、そこでもし適切な指導というかアドバイスが出来るようなことがあるのなら、社会人となっていく門口にたっているわけですから、施設の目的に合致するのかなと思ったりもするんですよ。それに、500万円も金を出すのがもったいないという判断を教育長がするかどうかということなんですね。あっちで500万円、こっちで何百万円という、かなりになりますよということかもしれませんけど、ここは考え方と思うんですね。ですから、私は素案ではこういうふうに書いてありますけど、外して考え直すということは出来ないのかというふうに思います。それから長崎街道内野宿ふれあい館なんですけど、将来的には、長崎屋と合わせて地域に責任をもってもらおうと、もう市は金を出さないということなんですね。この中で、地域の関係団体に指定管理をしていただくということなんだけど、そして指定管理期間が終わったら、そのまま譲るといってしまうでしょう。その地域のそういう団体が今あるんですか。

○ 商工観光課長

現在、そういう住民会議を作っていたいただいております。

○ 川上委員

簡潔な答弁で、それで今の長崎屋の方は、指定管理を受けている方がおられるでしょう。その方が、引続き指定管理を受けるというのでは具合が悪いんですね、あなた方にとっては、地域全体の活性化に向け地域特性や実情に応じてまちづくりに貢献することが期待できる地域関係団体等と書いてありますね。この地域関係団体は、こういうことが期待できる状態として、今あるわけですか。

○ 商工観光課長

団体名は、内野宿の活性化推進会議というところが、今度出来ておりまして、先ほど申されました現在指定管理を受けているふるさと創生会も含めたところでの組織でございます、そういう体力的にはあるということと考えております。

○ 川上委員

その団体、構成はどういう構成になっていますか。

○ 商工観光課長

内野宿を中心に270名で構成をされております。

○ 川上委員

役員構成とか、だいたいいつ発足したのか、そのところも聞かせてください。

○ 商工観光課長

内野宿の役員体制ですけども、自治会長を含めまして、会長、副会長、総務委員長、運営委員長、推進委員長、その他会計、事務局長、広報委員、それから監事等を地元の方でつくられております。それから設立年月日ですけど、今年の9月1日でございます。

○ 川上委員

かなり慌ててつくられたのですね。9月議会に改築予算が計上されましたね。それから、DVDの500万ですか、予算も合わせて2,400万でしたね。こういうのとセットで、この話は進んでいるんですね。

○ 商工観光課長

そういうことでございます。

○ 川上委員

あなた方が、市が持っている施設とか土地を手放す場合は、だいたい何も付けないで手放すのが普通なんですよ。麻生グループを除いては、だいたいそういて手放すんです。内野の場合は、2,400万円の税金を投入して、そして持ってってもらおうということなんですね。良い悪いは別にして、どういうことでこういう位置づけをしているのかお尋ねします。

○ 商工観光課長

指定管理を受けていただきまして、今のところは今度の議会に計上することになっておりますけど、指定管理を終わりました、そういった事業展開が出来る体制が整った時には、今委員が言われました移譲または貸与をしていきいとの考えをもっております。

○ 川上委員

今、質問に答えてもらってませんが、ちょっと今のは答弁になってないので、どうしてこういうことをするのか聞かせてください。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休憩 17:10

再開 17:20

委員会を再開いたします。

○ 商工観光課長

先ほど申しましたように、12月議会に上程させていただきますので、答弁につきましては控えさせていただきますと思います。

○ 川上委員

2,400万円も税金をつぎ込んで、その施設のあり方を検討しているのに、答弁を控えることができるんですか。できるわけないでしょう。12月議会に上程するから答弁ができないというのだったら、かなりのものが今後答弁できないという先例になりますよ。だいたい、議会は始まってないじゃないですか。事前審査と言うんだったら、ここで振り返って議員が非公式協議で、議案の賛否についてやるのが事前審査ですよ。だから、何も心配することはないんですよ。ですから私の質問は、思い出してください、どうしてそういう特別な位置づけ方をするのか聞いてるわけですよ。だからこれは、もうくどいけど、住民サービスの向上とか公共の福祉の増進というのが一つ、それから財政の縮減、この二つで仕事してるわけでしょ、この観点で。それに照らして、これはどういうことかということ、本当は答弁が聞きたいんですよ。だから、一番は観光行政の振興ということでしょう、あなた方の感じから言うと。地域振興というのはなさそうだけど。それで、そこのところを聞きたいんじゃないですか。12月議会に何を上程してるんですか。関係ないでしょう。だから心配しないでいいですよ。答弁してください。

○ 経済部長

9月議会で予算を議決していただきまして、2400万円ほど工事費などが付いて、現在発注に向けて準備をさせていただいています。これにつきましては、伊藤邸を中心といたしました観光行政の中で一つの拠点作りということで、内野宿を活用した観光行政ということで、ふれあい館を展示館に変えまして観光客を誘客していくという観点から取り組んでおります。

○ 川上委員

それは、地域振興との関係ではどういうふうに理解されてますか。

○ 経済部長

内野宿全体で、その二つの施設を核として、地域一体を活性化していきたいという観点から取り組んでおります。

○ 川上委員

もう一つの観点、財政縮減という観点から見ると、どういうことになりますか。

○ 経済部長

先ほど言いましたように観光拠点の一つ、それから地域活性化の観点から、2,400万円ほどの財政出動をいたしております。ただ、それで縮減にはなっておりませんが、それで活性化に向けて取り組んでいき、内野地区が自立した地区になっていっていただきたい、と。その中で先ほど課長が答弁いたしましたように、内野地区の方々が中心になって作っていただきました推進会議の方たちに、そういう活性化を担っていただきたいというようなことで、取り組んでおります。

○ 川上委員

財政縮減の効果についての観点はなかったという答弁ですね。確認しますよ。どうですか。

○ 経済部長

一時的に先ほど言いましたように2,400万円ほどの財政出動が出ますけれども、それが将来にわたって、いろんな観光行政の中で、縮減とまではいきませんが、活性化できれば、投資が全面的には回収できませんけど、一定の効果は出るんじゃないかなと思うっております。

○ 川上委員

大変無責任ですね。この施設の維持管理を地元、市の責任を外して地元押し付けるとい

うことでしょ。その時に手切れ金みたいな形で、役に立つかもしれないけど立たないかもしれないということで2,400万円を出したということにならないですか。要するに、あなた方が抱えていた公共施設を、市の責任で運営することを放棄するというだけじゃないですか。

○ 経済部長

市が直営でやらなくて、指定管理者でやる、その指定管理者を地元の方々に、指定管理者としてまちの活性化を担っていただきたいということで、市が責任放棄しているとか、そういうことではございません。

○ 川上委員

では、191ページのところは、後で削除しますか。「なお、将来を見据えた中でさらなる地域活性化を推進することが必要であることから、地域関係団体等が自主的か自立的に事業展開できる体制が整ったとき（平成26年度を目途）は、地域関係団体等に施設を移譲または貸与する」、これは削除しますか。今の答弁から言うと、削除しないと首尾一貫しないと思います。部長、どうですか。

○ 経済部長

ここに書いておりますように、そういう地域団体に指定管理者として担っていただきますけど、指定管理者の期間中、事業展開できるような体制が整った時点で施設の移譲または貸与を検討していくということでございますので、これはこのままでいかせていただきたいと考えております。

○ 川上委員

そのことを、あなた方がこの施設に対する責任を放棄するというふうに言ってるわけじゃないですか。

○ 経済部長

先ほどから言っておりますように、市も一緒になって活性化に向けて取り組んでいっておりますので、その中で地元の方が自立して運営できるという判断ができたとき、また協議して、そういうことをやっていきますという協議が整った段階で移譲なり貸与をしていくということで、当然、地元住民の方たちと協議しながら、市としてもそれに関わっていきますので、ここに書いておりますのは、こういうことが整ったという前提条件がございますので、そこをご理解お願いいたします。

○ 川上委員

もう締めくくろうと思いますけど、私は、観光行政と言った場合、地域の努力だとか、湧き立つようなものとか、生活と結びついてあることが大事だと思うんですよ、地域の生活と結びついて。そこは一致すると思います。そのことと、市が基本的な政策に基づいて、人的なパワーも予算の出動も止めるということとは違うでしょう。だから、指定管理をしている間は市が責任を持つわけだから、あなた方の指定管理の考え方は少し違ってるところもあるかなと思うんだけど、責任を逃れたということじゃなくて、今言ったような形で観光行政を発展させる、振興するという覚悟で頑張ることが必要ですよ。で、そこまではいいかもしれないけど、なんで指定管理かというのもあるけど、その次ですよ。移譲。もう手放してしまうと言うんでしょう。相手が受け取らないといけない、改修もしないといけないということになる。この地域で、その施設を大規模改修だとか、するだけの力を蓄積できると考えるほうがおかしいですよ。だから、市が責任を持つ公共施設として維持し続けて、そして自由に地域の方たちが創意性を発揮しながら、生活と結びつきながら、本当にみんなの地域活性化、観光にもプラスになるというふうにしたほうがいいと思うんですね。だから、最終的に市が手放すという考え方は、よろしくないんじゃないですか。最後、答弁を求めて、これについても終わろうと思います。

○ 経済部長

先ほどから何回も答弁させていただいておりますけど、地元のほうが自律的に事業展開できる体制が整った時点で、ということでございますので、それが整わなければ移譲もありませんし、貸与もないと思います。ただ、そういうのが整えば、当然協議しますので、先方が移譲してやったほうがいいということになれば移譲という問題が出てくるとは思いますし、貸与のほうがいいと言えば貸与になりますし、そのまま指定管理者ということであれば指定管理者になると思います。いろんな選択肢があると思いますので、こういう記載の方法をさせていただいておりますことをご理解いただきたいと思います。

○ 委員長

おはかりいたします。本日の審査はこの程度にとどめ、11月25日、午前10時から委員会を開き、審査したいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本日の審査はこの程度にとどめ、11月25日、午前10時から委員会を開き、審査することに決定いたしました。

以上をもちまして、公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を散会いたします。大変お疲れ様でした。